

## 生徒心得

### 前文

学校は一つの民主的共同体である。

この共同体の成員である生徒各自のきまりは、本来、各自がその社会の成員であるという自覚に立って、自主的に決めてゆくべきであって、決して形式的な徳目によって規制すべきものではない。従って以下に記した心得は、共同体の運営を保持し、教育の目的を実現するための最小限のルールとして示すものである。

### 礼儀

- 1 常に本校生徒としての誇りをもち、相互信頼の精神によって、好ましい人間関係を作るために努力し、そのなかで、自然に、日常生活の礼儀習慣を身につけること。
- 2 お互いに意見の違いが起こっても、腕力に訴えるのは最悪の解決法である。話し合いによる理性的な関係を堅持しよう。

### 交友交際

友人相互で、学び合い、その中で良友を見出すと共に、多くの友達との触れあいを通して、視野を広めよう。

5

### 校外生活

- 1 高校生として好ましくない享乐的な場所への出入りは厳に慎むこと。
- 2 下校時の無用な寄り道や、夜間外出は慎むこと。やむを得ぬ場合でも、服装・言行に留意し、帰宅時間を家の人に告げておき必ず守ること。
- 3 未成年者の飲酒・喫煙は、法によって禁じられているため、行わないこと。
- 4 休日等の私的な旅行は原則として、保護者の付き添いを必要とすると共に、周到な計画を立て、無理のない行程を組むこと。
- 5 アルバイトは、原則として禁止する。ただし家庭の事情により保護者の責任のもと行う場合はこの限りでない。

10

## 服装

服装は清潔を旨とし、すべて別記に定める規定による。ただし、疾病などやむを得ぬ事情があるときは、保護者から異装願いを生活指導部に出し、生活指導部の許可を受けることができる。

### 登下校

- 1 始業時は8時40分であるが、8時35分以降は遅刻とする。少なくとも8時30分までには登校すること。
- 2 登校時から授業終了時までには外出を禁止する。ただし、やむを得ない所用の場合は諸届欄に用件を記入し、学級担任の許可を受けること。
- 3 下校時刻は午後5時とする。ただし、顧問、担任等の付添いのある活動は下校を延長することができる。

### 校内生活

- 1 授業はやむを得ぬ理由による以外はみだりに欠席してはならない。
- 2 授業開始の合図で着席し、授業を受ける態度で待つこと。
- 3 授業中、携帯電話は電源を切って靴の中に入れておくこと。

6

## 生活指導

### 1 制服

通学には、必ず本校指定の制服を正しく着用すること。

#### 冬期

男子…本校指定のブレザー、ズボン+ネクタイ

女子…本校指定のブレザー、スカート(又はズボン)+リボン(ネクタイ)

※必ず白色のカッターシャツまたはブラウスを着用すること。

※ネクタイ(男子)・リボンまたはネクタイ(女子)は、式典、学校訪問などには必ず着用すること。

#### 夏期

男子…白色カッターシャツ+本校指定のズボン

女子…白色カッターシャツ+本校指定のスカート

または本校指定のズボン

・カッターシャツのかわりに白色ポロシャツを着用してもよい。

・気候に応じてカッターシャツの上にヤーター、カーディガン、ベストの着用を認めるが、黒・白・茶・濃紺・ベ

12

- ジュ・グレーの無地に限る。ラインのあるもの、エンブレムのあるものは認めない。また、カッターシャツの着用が判るようにすること。
- ・通学時は防寒具を用いてもよいが、本校指定のブレザーの上に着用すること。
  - ・指定の上着、ズボン、スカートの加工、改造、変造は一切禁止する。
  - ・加工、改造、変造と認められたものについては直ちに新規購入しなければならない。
- (加工、改造、変造服装については生活指導部で預かる。)

#### 制服取扱店

- 阪急百貨店 (電話06-6454-9001)  
キョタ商店 (電話072-622-2109)

## 2 はきもの

- (1) 通学靴は特に指定しない。ただし、スリッパ・サンダル・ヒールのあるもの等による通学は禁止する。
- (2) 校舎内では本校指定の上履きスリッパを使用し、必ず所定の場所に記名すること。
- (3) 上履きスリッパでの食堂の利用および校舎外に出ることは禁止する。

## 3 頭 髪

- (1) 頭髪は常に清潔で、気品あるように心掛けること。
- (2) 染髪、脱色、パーマ、ヘアエクステンションは禁止する。

## 4 化粧・装身具等

- (1) ピアス、イヤリング等の装着は禁止する。
- (2) 学校生活にふさわしくない身だしなみは指導の対象となる。

## 2-4 生活指導

### a. 通学時の注意事項

#### 1. 日々の安全な通学のために

本校への通学経路は、どの地域から来ても道幅が狭い上に歩道が少なく人や車の往来も激しいので、登下校の際には交通ルール・マナーを遵守し、周囲の状況に気を配り安全第一で通学してください。自転車での通学については、道路交通法を基本とするルールの遵守、及び、人として・高校生としてのマナーの向上をめざし、地域ぐるみ（地元自治会、茨木防犯協会、茨木警察など）で通学安全教育に取り組んでいます。皆さんも、自転車での事故によって被害者にも加害者にもならないためにも、本校の推進する安全指導の内容を十分理解し実践してください。

#### 2. 自転車通学について

本校では、自転車通学は『届出による許可制』になっています。通学エリア等の制限はありませんが、雨天時の傘さし運転の危険性と、自転車の加害事故により高額な賠償責任が発生している状況から、以下を自転車通学の許可条件としています。

**許可条件① 雨天時のレインコート類(記名済み)を所有していること。**

※本校の購買部で3種類のレインコートを推奨品として販売しています。

「市販の物」でもかまいませんが、3年間の使用に耐える強度のある物をご用意ください。

**推奨 「自転車傷害保険」に加入することが望ましい**

※保険会社の選択は任意です。本校では全員が全国高等学校PTA連合会の賠償責任保険に加入しますが補償は加害者となった場合に限り自損事故の補償はありません。

保護者が加入している損害保険や自動車保険等で、お子様の自転車事故にも対応できる特約等が付加されているものでもかまいません。

自転車通学を希望する生徒は、

- 「自転車通学許可願」と「誓約書」に必要事項を記入し、4月8日（金）の入学式の日に提出してください。
- 4月11日（月）に雨具（記名したレインコート類）の確認を行いますので持参してください。
- 許可条件が満たされたら、自転車通学のためのステッカーを配布します。

「自転車通学を許可された者」は、以下の諸注意を厳守してください。

## ・諸注意

1. 平成27年6月の改正道路交通法で、自転車運転者に対する規則が厳しくなり、悪質な違反を繰り返す場合、講習も課せられます。違反の対象の中には、二人乗り・傘差し運転・無灯火での運転・一時停止違反はじめ、携帯電話を使用しながらやイヤホンをつけての運転、並列走行・スピードの出し過ぎなども含まれますので、このような行為は厳禁です。

発覚した場合は、自転車の1日預かり指導や通学許可の取り消し等を含めた厳重な指導を行います。

2. ルールを守って走行していても道路状況が悪い道も多いため、人・自転車・自動車とのトラブルが起こる可能性が少なからずあります。どんな状況になっても人として、高校生としてのマナーを忘れずに行動すること。

3. 学年色（**47期生は青**）のステッカーを配布するので、所定の位置に貼付すること。貼付する自転車は普段学校まで乗ってくる自転車で、1台に限定すること。また、阪急の茨木市駅・南茨木駅やJRの茨木駅から、レンタル自転車を利用する場合は、生活指導部に申し出てください。

自転車ステッカーを紛失または破損した場合は、ただちに生活指導部へ届け出てステッカーを再発行してもらうこと。



ステッカーは、必ず後輪の泥よけ部分に貼ってください

【泥よけがない場合、後ろから見て見やすい位置に貼る(学年の指示に従う)こと】

4. 駐輪場所は学年で指定しています。スペースに余裕がないので整然と白線内側に置くこと。また、校外駐輪は地域住民に大きな迷惑がかかります。絶対に行わないように。



白線から自転車がはみ出している場合は  
チェーンでロックし、駐輪指導をします！

【自転車の台数が極めて多く、自転車置き場の面積が限られているため】

5. 本校近隣の住宅地内の道路は、一部通行を制限されている場所があります。確認すること。(通学安全マップ参照) また、近道をするために、マンションの敷地内などを通行しないこと

## c. 服装頭髪規定

### 1. 制服

通学には本校指定の制

**<冬 季>**

男子…本校指定のブレザー + 本校指定のズボン + ネクタイ

女子…本校指定のブレザー + 本校指定のスカートまたは  
本校指定のズボン+リボン（ネクタイ）

※上着の中には必ず白色のカッターシャツまたはブラウスを着用すること。

※ネクタイ（男子）・リボンまたはネクタイ（女子）は、式典や学校訪問等で必ず着用しますので、全員購入してください。

**<夏 季>**

男子…白色カッターシャツ + 本校指定のズボン

女子…白色カッターシャツ + 本校指定のスカート または  
本校指定のズボン

※カッターシャツのかわりに白色のポロシャツを着用してもよい。

（各式典や学校訪問などのネクタイ・リボン着用時を除く）

- ・ 気候に応じてカッターシャツの上に、セーター、カーディガン、ベストの着用を認める。（襟付きのものは不可とする）  
ただし、「黒、白、茶、濃紺、ベージュ、グレー」の6色のみで全て無地とする。ラインありやエンブレム付きは認めていない。また、襟元の形はカッターシャツの着用がわかる物とする。
- ・ 冬季においては、通学時にジャンパー等の防寒具を用いてもよいが、本校指定のブレザーの上に着用すること。（教室内では着用しない）
- ・ **指定の上着、ズボン、スカートの加工、改造、変造は一切禁止する。**  
加工、改造、変造と認められたものについては直ちに新規購入しなければならない。（加工、改造、変造服装については生活指導部で預かる。）
- ・ **指定の上着、ズボン、スカート、ネクタイには、必ず記名すること。（リボンは、ゴムの部分に記名）。**
- ・ その他詳細な規定は、別途生活指導部で定める。

#### 《制服取扱店》

阪急百貨店（電話 06-6454-9001）

キヨタ商店（電話 072-622-2109）

### 2. はきもの

- (1) 通学靴は特に指定しない。ただし、スリッパ・ヒールのあるもの等による通学は禁止する。
- (2) 校舎内では本校指定の上履きスリッパを使用し、必ず所定の場所に記名すること。
- (3) 上履きスリッパでの食堂の利用および校舎外に出ることは禁止する。

### 3. 頭髪

- (1) 頭髪は常に清潔で、気品あるように心掛けること。
- (2) 染髪、脱色、パーマ（パーマに類する髪型）・ヘアエクステーションは禁止する。

### 4. 化粧・装身具等

- (1) ピアス、イヤリング等の装着は禁止する。
- (2) 学校生活にふさわしくない身だしなみは、指導の対象となる。

